

案

福岡市乳児等通園支援事業施設整備費 補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和7年9月8日こ成保第519号）」に基づき、福岡市乳児等通園支援事業を実施するために必要な保育環境を整備するための一部を補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を遵守し、福岡市乳児等通園支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとし、1実施事業所につき1回に限り補助する。

- (1) 施設改修費等：工事請負費、備品購入費等の事業実施に必要な環境整備費用（備品購入にかかる配送料及び設置費用を含む）。ただし、消耗品費は除く
- (2) 賃借料：賃借料や礼金等の実施場所を賃借するために必要な費用。ただし、敷金や仲介手数料等の付随費用は除く。

2 前号に定める賃借料は事業実施に際して新たに物件を賃借した場合に事業開始前の期間のみとする。他事業との共用の際は、使用割合等により補助対象経費を按分することとする。

(補助対象事業者)

第5条 福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市長により福岡市乳児等通園支援事業の認可を受けていること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第6条 補助金額は、予算の範囲内において、別表に定める補助金額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し、福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、交付決定を行うに当たって、補助対象事業者に対して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(検査)

第10条 市長は前条の規定により実績報告書を受理した場合は、必要に応じて実地検査を実施するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 市長が補助対象事業者に交付する補助金は、第9条に定める実績報告書を受理した場合、市長が事業計画に適合すると認めた場合に、交付するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは市の指導に従わない場合には、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市乳児等通園支援事業施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は補助対象事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(細則)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日より施行する。

(期間)

2 この要綱は令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日より施行する。

(期間)

2 この要綱は令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

補助対象経費	単位	補助 基準額	算定方法
施設改修費等	1箇所 あたり	452.7万円	補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額(A)×3/4(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を補助する。(A)が、補助基準額を超える場合は、補助基準額×3/4を交付する。
賃借料	1箇所 あたり	60万円	